

4 基金口座開設をせまる

5人の急襲を受けて「12月いっぱいで見切りをつける」ように通告された私は、ここにとどまっては次に何が起きるかわからないという恐怖心にとらわれ、自宅兼事務所を引き払うことを決意しました。

2012月12月24日、私は、松浦議員にメールで、「12月29日に秋田を去る」ことを伝え、私名義の銀行口座の通帳やハンコの返却を要求しました（第3話）。

すると、その3日後の27日、松浦議員の秘書A、秘書B、秘書Dら3人が、またも約束なしに横手市郊外にある私の自宅兼事務所にやってきました。

基金口座は政党交付金の貯金箱

秘書らの目的は、「政党交付金」の残りを、翌年に繰り越すための新規銀行口座の開設でした。

ずっと後になって私も学習することになるのですが、政党交付金は、1年単位での使い切りが建前です。使い残したら国に返納すること、とされています。政党（支部も）が解散した場合も、使い残しがあつたら同様に返納しなければならない、と決められています。

しかし、これには逃げ道が用意されていて、その年の暮れまでに「基金口座」を開設して使い残しをそこに移しさえすれば、その政党支部代表が翌年もそれを引き出して使えるのです。

つまり「基金口座」は、政党交付金の残金を貯めておく貯金箱。そのおかげで、選挙のない年には政党交付金をできるだけ節約し、選挙の年にはドーンと使うことができるのです。

松浦議員は参議院議員ですから、一度当选すると6年間は選挙がありません。

松浦議員が代表となっている民主党秋田県参議院選挙区第1総支部の収支報告によると、基金として残した額は、平成21年548万7407円、平成22年404万8382円、平成23年666万4192円、平成24年637万5840円です。

これらすべての会計に松浦議員の秘書Bはかかわっていましたし、秘書Aも、平成22年からかかわっています。秘書A、Bは、こうして毎年の暮れに、定

期的に基金口座をつくって、政党交付金の使い残しを基金口座に移してきたのです。

しかしながら、今回の基金の元金は、私が代表の民主党秋田第3総支部が管理する政党交付金で、その年の12月には、総支部の代表である私の衆院選がありました。

口座開設には代表のハンコとIDがいる

基金口座は政党支部のものですから、支部代表の承認なしには開設できません。

では、2012年12月27日の時点で秋田3区の政党支部つまり「第3総支部」の最高責任者はだれか。

実は、「2度と連絡するな」だの「落選時点で総支部解散、支部長解任」だの何のと言われようが、私でした。私のハンコと身分証明書がなければ開設できないのです。

そのため、12月27日、松浦大悟議員の秘書らは、私に基金口座の開設をせまったというわけです。

新口座を本日中に開いてすぐ入金しなければならないというので、私は「残金を概略でいいから教えてほしい」と聞きました。ところが、秘書らは、「今は分からない」と繰り返すのみ。翌日が選挙収支報告書の提出日だというのに、大まかな額も分からないというのですから、私もなめられたものです。

「困るのは三井さん」

落選時点で総支部解散、支部長解任と告げられた人間が、また新たに自分名義の銀行口座を作れと言われても、素直に「ハイわかりました」と言えないのは当然です。私は、抵抗をします。

すると、2人の秘書は、「基金口座」開設は会計処理上の事務手続きに必要なだけで、作らないと困るのは三井なのだ、と言い張ります。

この日、私は用心のためICレコーダーをテーブルに置いて、秘書3人の承諾を得て録音しました（後日、裁判所に提出された「書証甲93号、94号」）。ですから以下の会話は、隠しどりでありません。

三井　でもやっぱり、民主党第3総支部での、どういう形で使われて、どの程度残ったかっていうのがなければ、基金っていうのをさらに私の名前で作るってことには、私ちょっと同意しかねるんですけど。

秘書A　あ、いいですよ。別に。強制しないんで。

秘書B いいですよ。じゃ、没収されるだけですから。

秘書A 私の会計処理のことで言ってるんじゃないくて、困るのは三井さんなので。それでわざわざお話しているだけで。作りたくないならそれでかまいませんよ。

..... (中略)

三井 ですから、どの程度余るから作らなきゃいけないのか、

秘書A 余る余らないに限らず、基金口座というのは、年を越すと作らなきゃいけないんです、受け皿として。余らなければもちろん入れませんし、余ったら入れる、ただそれだけの話なんです。これが9月、10月で、越さなきゃいいんです。ぜんぜん話は出てこないです。でもどう考えても、今もう27で、年越しちゃいますよね、事務手続。会計処理、事務的なことで。党も越すうちも越します。困るのは、三井さんです。代表ですから。ここで、私、意義がわからいからって作らないなら、それで構わないですよ、別に。

基金口座の残高証明書

「支部長解任」と言われた人間が、翌年1月に出す書類の支部長として名前を使われるのはおかしいのでは、と私は抵抗します。すると、提出書類には基金口座の残高証明書を添付しなければならず、それを添付しないと三井の友人に迷惑がかかることになる、と言います。そこを再現します。

三井 いやいやごめんなさい、そうじゃなくって、その時点で出す、その用途等報告書の代表者が私なんですってということですよ。

秘書A そうですそうです。でその出納責任者はGさん（三井註：三井友人）です。

三井 （ため息）

秘書A でその用途等報告書の中に、添付しなければならない書類の中に、銀行からの残高証明書っていうのがあります。その残高証明書を発行する口座が、その基金口座です。だから作らなきゃいけないんです。用途等報告書を作る際の添付書類の中に必要なので作らなきゃいけないんです。たとえ残高がゼロでも、残高が1000でも。仮に三井さんが基金口座をつくらないとして、残高証明書を出せないとして、党から「どうしてですか」と言われるのは、Gさんです。出納責任者Gさんになっているんで。そういう迷惑はかけられないので、早めに作りましょう

っていうご提案をしています。

三井 うーん（沈黙）。

「没収されます」

次に秘書らは、「銀行閉店時間がすぐだ」「没収されるがいいのか」と執拗にせまります。

三井 では、どういうふうに言ったらわかって下さるのかしら。

秘書B ちょっと、ちょっとごめんなさい3時まであと15分しかないんですけど、基金やめますか、没収されます。

秘書A どうしますか、いいですよ。

秘書B ほんとに、ほんとに没収されます。

秘書A どちらでも。私が強制することでもないのです。

秘書B 100万でも残ったら没収されます。あの、100万でも残って、10万でも100万でも残ったら没収されるじゃないですか。

「罰せられるのは三井さん」

身分証明書を差し出すことをためらっている私に対して、以下のように、秘書Bは「罰せられる」という脅迫的ともいえる表現を使って、基金口座開設を要求します。

秘書B じゃあちょっと、じゃあ行って、早く。あと15分しかない。（事務アルバイトIに、銀行に行くと命令している）

I 証明書、いただかないと、

秘書A 免許証とか保険証とか、必要なのです。それで私説明していたわけです。それをお借りしなければならないのです。

秘書B あれつくらない場合はどうなるの。

秘書A わからないです。そういう例はないと思います。

秘書B そうなった場合、罰せられるのは三井さんですよ。ほんとに。三井さんの使途だよ。

「やだわつつたらシュレッダーかければいい」

明日ではどうか、と尋ねる私に、秘書Bは、明日は選挙収支報告書の提出日で多忙なので今日中に開設したいと、こんなふうに言います。

秘書B まあ、もし作って、使いたくなかったら、シュレッダーすればいいじゃないですか、じゃあ。私たちはどうでもいいです。だけど、収支報告預かる身としては、明日やらなきゃいけないので今日作りたいです。で、もし、

三井 明日、無理だっていうことなんですね。

秘書B 私たちは来てられません、明日は。ほんとに。

秘書A 明日、同じ作業を、うちの松浦もやらなきゃいけないんです。

秘書B 松浦のこともあるので、いっしょにやっちゃいたい。三井さんと彼女（秘書A）は。三井さんのも。1区と。うちは1区ですけど。

参議院1区、衆議院3区。だから、一晩考えて、やっぱりやだわつつつたらシュレッダーかければいいじゃないですか。（三井註通帳を）お持ちしますから。全然かまわないですよ。

I 10分、5分しかないんで。

秘書B 全然かまわないですよ。

I 今行っても間に合うかどうか、ぎりぎりだと思います。

秘書B だって、ねえ、そしたら、もう、会計もお渡しすれば、あなた、すっきりするでしょ、

三井 そんな、

秘書B そうしましょう。ほんとに。もう、ほんと、そんな感じなんで実は。あの、ここに関しては。

ここで秘書Bは、基金口座を使いたくないなら通帳を持ってくるからシュレッダーにかければいい、と言っています。

秘書らは、この日、私の要求に応じて、それまでに個人口座、後援会口座、政党支部口座に使っていた私のハンコを返しました（もう1冊、私の知らなかった「第5の口座」にも使っていたが、それに関しては後述）。

ところが、基金口座開設をせまる際、秘書らと事務アルバイトは、身分証明書は、やいのやいのとせきたてましたが、「三井」のハンコは一度も要求してはいません。私も、気づかなかつたためハンコを渡してはいません。

ところが、ちゃっかり、新しい「三井」のハンコを作っていて、それを使って基金口座を開設したことが、後日、判明します。

私が基金通帳を受け取ってシュレッダーにかけたとしても、「三井」のハンコを持っている秘書らはカネをいつでも引き出せるのです。

とにかく、この日の午後3時寸前、ついに私は自分の身分を証明する健康保険証を渡し、アルバイト事務員のIが銀行に走りました。